

第249号

目 次

関係法令..... 2	職員の定年について..... 6
学内規則..... 2	海外渡航者..... 11
富山大学工学部規則の一部改正..... 2	昭和59年度富山大学公開講座（その2）
富山大学情報処理センター規則の制定..... 3	——現代史に学ぶ——..... 12
諸会議..... 4	情報処理センターの新営工事について..... 12
学 事..... 5	学内レクリエーション〈釣大会〉..... 13
学位取得者..... 5	保健管理センターだより
人事異動..... 5	〈人命は金銭にもかえられる？〉..... 13
学内諸報..... 6	職員消息..... 14
保健管理センター所長の改選..... 6	主要行事..... 15

\*\*\*\*\*

### 関 係 法 令

\*\*\*\*\*

	(官報掲 載月日)		(官報掲 載月日)
<b>政 令</b>		ための大学の正規の課程として認定した 件 (文部102)	7・17
○ 国家公務員等退職手当法施行令の一部を 改正する政令 (245)	7・27	○ 教員の免許状授与の所要資格を得させる ための大学院の課程として認定した件 (文部103)	7・17
<b>省 令</b>		○ 教員の免許状授与の所要資格を得させる ための大学の聴講生の課程として認定し た件 (文部104)	7・17
○ 学校教育法施行規則の一部を改正する省 令 (文部39)	7・20	○ 養護教諭養成機関として指定した件 (文部105)	7・17
○ 外国郵便規則の一部を改正する省令 (郵 政31)	7・20	○ 幼稚■教員養成機関として指定した件 (文部106)	7・17
<b>規 則</b>		○ 小学校教員養成機関として指定した件 (文部107)	7・17
○ 人事院規則 (規則の分類) の一部を改正 する規則 (人事院1-1)	7・2	○ 中学校教員養成機関として指定した件 (文部108)	7・17
○ 人事院規則 (職員の定年) を制定する規 則 (人事院11-8)	7・2	○ 無線従事者国家試験及び免許規則第13条 の3第5号に規定する実施要目を定める 件の一部を改正する件 (郵政544)	7・24
○ 人事院規則 (職員の災害補償) の一部を 改正する規則 (人事院16-0)	7・31		
<b>告 示</b>			
○ 教員の免許状授与の所要資格を得させる			

\*\*\*\*\*

### 学 内 規 則

\*\*\*\*\*

#### 富山大学工学部規則の一部改正

富山大学工学部規則の一部を改正する規則を次の  
とおり制定する。

昭和59年 7 月20日 富山大学長 柳田 友道

#### 富山大学工学部規則の一部を改正する規則

富山大学工学部規則 (昭和25年12月15日制定) の一  
部を次のように改正する。

別表工業化学科の表の専攻科目中

無 機 化 学	4		を
表 面 処 理	1		
無 機 化 学	2		に改める。
電気化学工業第1	2		
電気化学工業第2	2		

別表金属工学科の表の関連科目中

無 機 化 学   4	を
無 機 化 学   2	に改める。

#### 附 則

1 この規則は、昭和59年10月1日から施行する。

2 昭和58年度以前の専門教育課程移行者については、なお従前の例による。

▶富山大学工学部規則の改正理由

工業化学科及び金属工学科の授業科目を整理し、教育内容の充実を図るため、規則の一部を改める。

## 富山大学情報処理センター規則の制定

富山大学情報処理センター規則を次のとおり制定する。

昭和59年7月20日 富山大学長 柳田 友道

### 富山大学情報処理センター規則

(設 置)

第1条 富山大学(以下「本学」という。)に学内共同利用施設として、富山大学情報処理センター(以下「センター」という。)を置く。

(目 的)

第2条 センターは、電子計算機システムの効率的運用を図り、本学の学術研究及び教育に資することを目的とする。

(業 務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学術研究のための情報処理サービスに関すること。
- (2) 教育のための情報処理サービスに関すること。
- (3) 附属図書館業務のための電子計算機システムの利用に関すること。
- (4) 情報処理システムの研究開発に関すること。
- (5) 電子計算機システムの運用及び管理に関すること。
- (6) 全国共同利用大型計算機センター等の利用に関すること。
- (7) その他センターの目的を達成するために必要な業務

(職 員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センター員 若干名
- (3) センター職員 若干名

2 センター長は、本学の教授のうちから第7条に定める運営委員会の推薦に基づき、学長が命ずる。

3 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任

を妨げない。

4 センター員は、本学の教官のうちからセンター長の推薦に基づき、学長が命ずる。

5 センター員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職 務)

第5条 センター長は、センターの業務を総括する。

2 センター員は、センター長を補佐し、センターの業務を分担する。

3 センター職員は、センターの業務に従事する。

(システム開発室及び学生実習室)

第6条 業務の進捗をはかるため、センターにシステム開発室及び学生実習室を置く。

2 システム開発室及び学生実習室に、それぞれの室長を置く。

3 室長は、第4条第1項第2号に掲げるセンター員のうちから、センター長が委嘱する。

(運営委員会)

第7条 センターの運営に関する重要事項を審議するため、富山大学情報処理センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

(運営委員会の審議事項)

第8条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センター運営の基本事項に関すること。
  - (2) センター長の推薦に関すること。
  - (3) その他センターに関する重要事項
- (運営委員会の組織)

第9条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 各学部及び教養部の教官 各2名
- (3) 経営短期大学部の教官 1名
- (4) 附属図書館長
- (5) トリチウム科学センター長
- (6) 保健管理センター所長
- (7) 事務局長

2 前項第2号及び第3号の委員は、各学部等(各学部、教養部及び経営短期大学部をいう。以下同じ。)の教授、助教授又は講師のうちから当該学部等の長(経営短期大学部にあつては主事)の推薦に基づき、学長が命ずる。

3 第1項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、

前任者の残任期間とする。

(委員長)

第10条 運営委員会に、委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を召集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を行う。

(運営委員会の議事)

第11条 運営委員会は、委員の2分の1以上の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(意見の聴取)

第12条 運営委員会は、必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(小委員会)

第13条 運営委員会に必要があるときは、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に関し必要な事項は、その都度運営委員会が定める。

(専門委員)

第14条 専門の事項を調査研究するために必要があるときは、運営委員会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、本学の職員のうちから、運営委員会の推薦に基づき、学長が命ずる。

(センターの利用)

第15条 センターの利用に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第16条 センター及び運営委員会の庶務は、当分の間、経理部主計課において処理する。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が定める。

### 附 則

1 この規則は、昭和59年11月1日から施行する。

2 富山大学計算機センター規則(昭和51年9月17日制定)は、廃止する。

3 この規則施行の際、計算機センター長は、この規則第4条第2項に基づくセンター長が命ぜられるまで、同条第1項第1号のセンター長とする。

### ▶富山大学情報処理センター規則の制定理由

富山大学計算機センターを発展解消し、富山大学情報処理センター設置のため、必要な事項を定める。

## 諸 会 議

発明委員会(7月2日)

(審議事項)

- (1)職務発明の承継について
- (2)任意譲渡による発明の承継について

昭和59年度第3回学寮補導委員会(7月3日)

(審議事項)

- (1)全寮委員会との話し合いについて(6月19日開催)
  - ①入・退寮願について
  - ②受験生宿泊について
  - ③水道料の負担区分について

富山大学入学試験管理委員会専門委員会(7月3日)

(審議事項)

- (1)昭和60年度入学試験問題の作成について

昭和59年度第2回入学者選抜方法研究委員会専門委員会(7月6日)

(審議事項)

- (1)入学者選抜方法の改善に伴う昭和58年度以降の調査研究事項について

昭和59年度第2回大学院委員会(7月6日)

(審議事項)

- (1)人文学研究科の概算要求について

富山大学情報処理センター設置準備委員会(7月9日)

(審議事項)

- (1)情報処理センター規則(案)について

昭和59年度第1回保健管理センター委員会(7月11日)

**(審議事項)**

- (1)保健管理センター所長の人事について
- (2)当面する学生の健康管理について

- (2)富山大学と民間等との共同研究取扱規則の制定(案)について
- (3)富山大学工学部規則の一部改正(案)について
- (4)工学部運動場の処分について(継続審議事項)
- (5)学生の除籍について

**昭和59年度第4回学寮補導委員会(7月17日)**

**(報告事項)**

- (1)寮生との話し合いの結果について

**(審議事項)**

- (1)寮生との話し合いについて

**昭和59年公開講座第5回委員会(7月24日)**

**(審議事項)**

- (1)昭和59年度公開講座の実施について

**昭和59年度第4回評議会(7月20日)**

**(報告事項)**

- (1)昭和59年度国立大学長会議及び国大協第74回総会について
- (2)第31回国立大学図書館協議会総会について
- (3)学生の動向について

**(審議事項)**

- (1)富山大学情報処理センター規則の制定(案)について

**学部長打合せ会(7月26日)**

**(審議事項)**

- (1)教養部と学部との相互乗入れについて

**高等学校長協会と富山大学との懇談会(7月31日)**

**(懇談会次第)**

- (1)昭和59年度富山大学入学者選抜試験について
- (2)昭和60年度富山大学入学者選抜試験について

学 事

学 位 取 得 者

取得者 教育学部 助教授 泉野 佐一  
 学位の種類 理学博士(北海道大学)  
 取得年月日 昭和59年6月30日  
 学位論文名 Generalized inverse method for subspace maps (一般逆作用素の部分空間写像への応用)

人 事 異 動

異動区分	発令年月日	氏 名	異動前の所属官職	異 動 内 容	任命権者
採用	59. 7. 16	堀 田 朋 基		助手(教育学部)	富山大学長
昇 任	"	高 橋 春 成	助手(広島大学文学部)	講師( " )	"
併 任	59. 8. 1	本 田 弘	教授(人文学部)	富山大学保健管理センター所長 (59.8.1~61.7.31)	文部大臣
	"	浅 井 亨	" ( " )	富山大学保健管理センター所長 の併任を解除する	"

異動区分	発令年月日	氏 名	異動前の所属官職	異 動 内 容	任命権者
辞 職	59. 7. 31	白 野 明	教育学部 附属学校第一係 総務主任	辞職を承認する	富山大学長
退 職	59. 8. 1	辻 澤 弥八郎	臨時用務員(教育学部作業員)	昭和59年7月31日限り退職した	〃
	〃	土 井 美都子	〃 ( 〃 )	〃	〃
	〃	坂 林 梅 松	〃 (経済学部作業員)	〃	〃
	〃	澁 谷 喜久子	事務補佐員(工学部)	〃	〃
	〃	庄 司 久 恵	〃 ( 〃 )	〃	〃
	〃	岡 畑 京 子	〃 ( 〃 )	〃	〃
	〃	齋 藤 昭 人	教務補佐員(教養部)	〃	〃
〃	松 崎 素 子	事務補佐員( 〃 )	〃	〃	

学 内 諸 報

保健管理センター所長の改選

浅井保健管理センター所長の辞任申し出による保健管理センター所長候補者の選考は、7月11日開催の保健管理センター委員会で行われ、本田 弘教授（人文学部）が選出されました。任期は、昭和59年8月1日から2年間。

本田教授は、昭和28年3月富山大学文理学部文学科卒業、同36年3月東北大学大学院文学研究科博士課程を経て同年4月東北大学文学部助手、同37年3月富山

県技術吏員、同年4月富山県立大谷技術短期大学講師、同38年4月同助教授、同41年5月鳥取大学教育学部助教授、同42年4月同教養部助教授、同45年12月同教授、同51年4月富山大学文理学部教授、同52年5月人文学部教授となり同年から評議員、同54年5月2日から同58年5月1日まで人文学部長に併任、同58年5月9日から学生部長に併任となり、今日に至っている。

専門は、哲学、富山県出身。

職員の定年について

職員の定年については、国家公務員法の一部改正(昭和56年法律第77号(抄・別掲))により、昭和60年3月31日から施行されることになっておりますが、この度、人事院規則11-8(職員の定年)(別掲)が発出され、定年の実施に関し必要な事項が定められました。

本学職員の定年は、下表(定年等一覧)のとおりで

あり、定年退職することとなる日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とされており。

なお、前述の職員には、教育公務員特例法第8条第2項により停年が定められている職員(注1参照)は、含まれません。

— 定年等一覧 —

定 年	該 当 職 員
年齢60年	定年が年齢63年とされている職員以外の職員
年齢63年	行政職俸給表(二)適用職員のうち等級別定数上の職名が労務職員(甲)及び労務職員(乙)とされている職員(注2参照)

注1 教授、助教授、講師、助手

注2 警務員、作業員

**法律第77号**

国家公務員法の一部を改正する法律(抄)

国家公務員法(昭和22年法律第120号)の一部を次のように改正する。

**第2目 定 年**

(定年による退職)

**第81条の2** 職員は、法律に別段の定めのある場合を除き、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日又は第55条第1項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者があらかじめ指定する日のいずれか早い日(以下「定年退職日」という。)に退職する。

2 前項の定年は、年齢60年とする。ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。

(1) 病院、療養所、診療所等で人事院規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師 年齢65年

(2) 庁舎の監視その他の庁務及びこれに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの 年齢63年

(3) 前2号に掲げる職員のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢60年とすることが著しく不相当と認められる官職を占める職員で人事院規則で定めるもの 60年を超え、65年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢

3 前2項の規定は、臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない官職を占める職員には適用しない。

(定年による退職の特例)

**第81条の3** 任命権者は、定年に達した職員が前条第1項の規定により退職すべきこととなる場合において、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認められる十分な理由があるときは、人事院の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期

限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(定年退職者の再任用)

**第81条の4** 任命権者は、第81条の2第1項の規定により退職した者又は前条の規定により勤務した後退職した者について、その者の能力及び経験を考慮し、公務の能率的運営を確保するため特に必要があると認めるときは、人事院規則の定めるところにより、1年を超えない範囲内で任期を定め、その者を常時勤務を要する官職に採用することができる。

2 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、人事院規則の定めるところにより、1年を超えない範囲内で更新することができる。

3 前2項の規定による任期については、その末日は、その者に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えない範囲内とする。

(定年に関する事務の調整等)

**第81条の5** 内閣総理大臣は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、各行政機関が行う当該事務の運営に関し必要な調整を行うほか、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事項について適切な方策を講ずるものとする。

**附 則**

(施行期日)

**第1条** この法律は、昭和60年3月31日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(実施のための準備)

**第2条** この法律による改正後の国家公務員法(以下「新法」という。)の規定による職員の定年に関する制度の円滑な実施を確保するため、任命権者は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、人事院及び内閣総理大臣は、それぞれの権限に応じ、任命権者の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

(経過措置)

**第3条** この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに新法第81条の2第2項に規定する定年に達している職員(同条第3項に規定する職員を除く。)は、施行日に退職する。

**第4条** 新法第81条の3の規定は、前条の規定により職員が退職すべきこととなる場合について準用する。この場合において、新法第81条の3第1項中「同項」とあるのは「国家公務員法の一部を改正する法律(昭

和56年法律第77号。以下「昭和三十九年法律第77号」という)附則第3条」と、同条中「その職員に係る定年退職日」とあるのは「昭和三十九年法律第77号の施行の日」と読み替えるものとする。

**第5条** 新法第81条の4の規定は、附則第3条の規定により職員が退職した場合又は前条において準用する新法第81条の3の規定により職員が勤務した後退職した場合について準用する。この場合において、新法第81条の4第3項中「その者に係る定年退職日」とあるのは、「その者が年齢60年(退職した時に第81条の2第2項各号に掲げる職員であった者にあつては、当該各号に定める年齢)に達した日」と読み替えるものとする。

人事院は、国家公務員法(昭和三十二年法律第120号)に基づき、職員の定年に関し次の人事院規則を制定する。

昭和三十九年七月二日 人事院総裁 内海 倫

人事院規則11-8(昭和三十九年三月三十一日施行)

#### 職員の定年

(趣 旨)

**第1条** この規則は、法第81条の2から第81条の4までに規定する職員の定年の実施等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年の特例)

**第2条** 法第81条の2第2項第1号の規則で定める病院、療養所、診療所等は、次に掲げる施設等とする。

- (1) 病院、療養所及び診療所
- (2) 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院
- (3) 入国者収容所
- (4) 検疫所
- (5) 国立保養所、国立教護院及び国立精神薄弱児施設
- (6) 放射線医学総合研究所
- (7) 国立水俣病研究センター
- (8) 前各号に掲げるもののほか、医療業務を担当する部署のある施設等

**第3条** 法第81条の2第2項第2号の規則で定める職員は、給与法に規定する行政職俸給表( )の適用を受ける職員のうち、次に掲げる者とする。

- (1) 守衛、巡視、用務員等の庁務に従事する者
- (2) 労務作業員、消毒婦、洗濯婦、炊婦等の労務に従事する者

**第4条** 法第81条の2第2項第3号の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 迎賓館長
- (2) 皇宮警察学校教育主事
- (3) 宮内庁の職員のうち、次に掲げる職員
  - イ 内舎人、女孺、東宮内舎人及び東宮女孺
  - ロ 式部副長及び式部官
  - ハ 首席楽長、楽長及び楽長補
  - ニ 鷹師長及び鷹師
  - ホ 修補師長及び修補師長補
  - ヘ 主膳長及び副主膳長
  - ト 主厨長及び副主厨長
- (4) 在外公館に勤務する職員(給与法に規定する行政職俸給表( )又は指定職俸給表の適用を受ける職員に限る。)及び外務省本省に勤務し外交領事事務に従事する職員で人事院が定めるもの
- (5) 国税不服審判所長
- (6) 国立高等専門学校の校長
- (7) 国立高等専門学校の教授、助教授、講師及び助手
- (8) 社会保険庁の医療専門官
- (9) 水産大学校長
- (10) 水産大学の教授、助教授、講師及び助手(給与法に規定する教育職俸給表( )の適用を受ける職員に限る。)

- (1) 海技試験官
- (2) 海技大学(分校を除く。)の校長、教授、助教授、講師及び助手
- (3) 海難審判庁審判官及び海難審判庁理事官
- (4) 研究所、試験所等の長で人事院が定めるもの
- (5) 研究所、試験所等の副所長(これに相当する者を含む。)で人事院が定めるもの
- (6) 診療の補助的業務に従事する介輔

2 前項の職員の定年は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める年齢とする。

- (1) 前項第1号、第5号、第6号、第8号、第9号、第13号、第14号及び第16号に掲げる職員 年齢65年
- (2) 前項第2号から第4号まで、第7号、第10号から第12号まで及び第15号に掲げる職員 年齢63年(同項第3号に掲げる職員のうち人事院が定める職員にあつては、当分の間、年齢65年)(定年に達している者の任用)

**第5条** 職員(法第81条の2第3項に規定する職員を



除く。)の採用は、再任用(法第81条の4第1項の規定により採用することをいう。以下同じ。)の場合を除き、採用しようとする者が当該採用に係る官職に係る定年に達しているときには、行うことができない。ただし、かつて職員として任用されていた者のうち、引き続き特別職に属する職、地方公務員の職、公共企業体に属する職その他これらに準ずる職で人事院が定めるものに就き、引き続きこれらの職に就いている者の、その者が当該採用に係る官職を占めているものとした場合に定年退職(法第81条の2第1項の規定により退職することをいう。以下同じ。)をすることとなる日以前における採用については、この限りでない。

- 2 職員の他の官職への異動(法第81条の2第3項に規定する職員となる異動を除く。)は、その者が当該異動後の官職を占めているものとした場合に定年退職をすることとなる日後には、行うことができない。ただし、法第81条の3第1項の規定により引き続き勤務している職員(以下「勤務延長職員」という。)の、特別の事情により人事院の承認を得た場合における異動及び再任用をされている職員(以下「再任用職員」という。)の、その者が当該異動後の官職を占めているものとした場合に定年退職をすることとなる日の翌日から起算して3年以内における異動については、この限りでない。

(勤務延長)

**第6条** 法第81条の3に規定する任命権者には、併任に係る官職の任命権者は含まれないものとする。

**第7条** 勤務延長(法第81条の3第1項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。)は、職員が定年退職をすべきこととなる場合において、次の各号の1に該当するときに行うことができる。

- (1) 職務が高度の専門的な知識、熟達した技能又は豊富な経験を必要とするものであるため、後任を容易に得ることができないとき。
- (2) 勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるためその職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずるとき。
- (3) 業務の性質上、その職員の退職による担当者の交替が当該業務の継続的遂行に重大な障害を生ずるとき。

**第8条** 任命権者は、勤務延長を行う場合及び勤務延

長の期限を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

**第9条** 任命権者は、勤務延長の期限の到来前に当該勤務延長の事由が消滅した場合は、職員の同意を得て、その期限を繰り上げることができる。

**第10条** 任命権者は、勤務延長を行う場合、勤務延長の期限を延長する場合及び勤務延長の期限を繰り上げる場合において、職員が任命権者を異にする官職に併任されているときは、当該併任に係る官職の任命権者にその旨を通知しなければならない。

(再任用)

**第11条** 再任用は、再任用に係る官職が次の各号に該当する場合で、公務の能率的運営を確保するため特に必要があると認めるときに行うことができるものとする。再任用職員としての異動についても、同様とする。

- (1) 職員がかつて正式に任用されていた官職と同種の官職で、その職員が職務を通じて修得した知識又は技能を活用できるものであること。
- (2) 職員が定年退職をした日(勤務延長の後に退職した者にあつては、その退職した日。以下この号及び次条第1項において同じ。)に占めていた官職と任命権者(法第55条第1項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者をいう。第15条及び第16条において同じ。)を同じくする官職(人事院が別に定める官職を含む。)で、職員が定年退職をした日に占めていた官職と職務の複雑と責任の度が同等以下と認められるものであること。

**第12条** 再任用は、定年退職をした日の翌日以後の期間が1年を超えている者については、行うことができない。ただし、人事院の承認を得た場合は、この限りでない。

- 2 再任用を行う場合及び再任用の任期を更新する場合の任期の末日は、再任用に係る者が定年退職をした日(勤務延長の後に退職した者にあつては、当該勤務延長がなかったものとした場合に定年退職をしたこととなる日)の翌日から起算して3年を経過する日以前であり、かつ、再任用に係る者が当該再任用に係る官職を占めているものとした場合に定年退職をすることとなる日の翌日から起算して3年を経過する日以前でなければならない。

**第13条** 再任用は、再任用を行おうとする者の従前の勤務実績に基づく選考により行うものとする。

- 2 前項の選考は、任命権者が選考機関として行うも

のとする。

3 再任用の任期の更新は、再任用職員としての勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

(人事異動通知書の交付)

**第14条** 任命権者は、次の各号の1に該当する場合には、職員に規則8-12(職員の任免)第80条第1項の規定による人事異動通知書(以下この条において「人事異動通知書」という。)を交付しなければならない。ただし、第1号、第6号又は第10号に該当する場合のうち、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認める場合は、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に替えることができる。

- (1) 職員が定年退職をする場合
- (2) 勤務延長を行う場合
- (3) 勤務延長の期限を延長する場合
- (4) 勤務延長の期限を繰り上げる場合
- (5) 勤務延長職員が異動し、期限の定めのない職員となった場合
- (6) 勤務延長の期限の到来により職員が当然退職する場合
- (7) 再任用を行う場合

(8) 再任用の任期を更新する場合

(9) 再任用職員が異動し、任期の定めのない職員となった場合

(10) 再任用の任期の満了により職員が当然退職する場合

(職員への周知)

**第15条** 任命権者は、部内の職員に係る定年及び定年退職をすることとなる日を適当な方法によって職員に周知させなければならない。

(報告)

**第16条** 任命権者は、法第81条の2第1項の規定による指定を行った場合(指定の内容を変更した場合を含む。)には、速やかに当該指定の内容を人事院に報告しなければならない。

2 任命権者は、毎年6月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況並びに前年の5月1日以後の1年間における再任用及び再任用の任期の更新の状況を人事院に報告しなければならない。

(経過規定)

**第17条** 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、当分の間、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第5条第1項	法第81条の4第1項	法第81条の4第1項(国家公務員法の一部を改正する法律(昭和56年法律第77号。以下「改正法」という。)附則第5条において準用する場合を含む。)
第5条第2項本文	定年退職をすることとなる日	定年退職をすることとなる日(改正法の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに当該異動後の官職に係る定年に達している職員にあっては、施行日)
第5条第2項ただし書	法第81条の3第1項	法第81条の3第1項(改正法附則第4条において準用する場合を含む。以下同じ。)
	定年退職をすることとなる日	定年退職をすることとなる日(施行日の前日までに当該異動後の官職に係る定年に達している職員にあっては、当該異動後の官職に係る定年に達した日)
第7条	定年退職	定年退職(施行日の前日までに施行日に占めている官職に係る定年に達している職員にあっては、改正法附則第3条の規定による退職。第12条第2項を除き、以下同じ。)

第12条第2項	定年退職をしたこととなる日)の翌日から起算して3年を経過する日	定年退職をしたこととなる日)の翌日から起算して3年を経過する日(施行日の前日までに施行日に占めている官職に係る定年に達している者にあつては、その者が施行日に占めていた官職に係る定年に達した日の翌日から起算して3年を経過する日)
	定年退職をすることとなる日の翌日から起算して3年を経過する日	定年退職をすることとなる日の翌日から起算して3年を経過する日(施行日の前日までに当該再任用に係る官職に係る定年に達している者にあつては、その者が当該再任用に係る官職に係る定年に達した日の翌日から起算して3年を経過する日)

**第18条** 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和29年法律第141号)第2条第2項に規定する職員に関する前条の規定の適用については、同条中「改正法附則第4条」とあるのは「改正法附則第7条の規定により読み替えて適用される改正法附則第4条」と、「改正法附則第3条」とあるのは「改正法附則第7条の規定により読み替えて適用される改正法附則第3条」とする。

(準備行為)

**第19条** 法第81条の2第1項の規定による指定、定年及び定年退職をすることとなる日の職員への周知その他この規則の円滑な実施のために必要な措置は、この規則の施行の日前においても行うことができる。(雑則)

**第20条** この規則に定めるもののほか、職員の定年の実施に関し必要な事項は、人事院が定める。

### 海外渡航者

渡航の種類	所属	職	氏名	渡航先国	目的	期間
外国出張	理学部	助手	笹山 雄一	ナウル, キリバス ソロモン諸島	ミクロネシア海域における黒潮源流系海産動物相の研究調査のため	59. 7. 9 ) 59. 9. 6
	"	"	竹内 章	フランス	日仏日本海溝共同調査による潜水訓練のため	59. 7. 15 ) 59. 7. 26
	教養部	助教授	溝口 常俊	インド	インド農村における市(market)とそれをめぐる商人集団の研究のため	59. 7. 22 ) 59. 9. 5
海外研修旅行	教育学部	教授	中川 眸	ノルウェー オランダ ドイツ連邦共和国	第15回国際家政学会議出席とミュンヘン工科大学における研究交流のため	59. 7. 20 ) 59. 8. 5
	"	助教授	宇井 啓高	ソビエト連邦	第27回万国地質学会出席のため	59. 7. 24 ) 59. 8. 28
	"	助手	丸山 茂徳	アメリカ合衆国 カナダ	低温低圧下での変成反応の実験とカナダバンクーバー島・フランシスカ層群の地質調査のため	59. 7. 17 ) 59. 11. 2
	理学部	助教授	金坂 績	アメリカ合衆国 連合王国 フランス ドイツ連邦共和国	結晶及びポリマーの振動スペクトルの研究のため	59. 7. 31 ) 60. 8. 30
	教養部	教授	藤井 昭二	中華人民共和国	第四紀についてのシンポジウム出席並びに中国の第四系の研究打合せのため	59. 8. 1 ) 59. 8. 21

## 昭和59年度富山大学公開講座（その2）

## ——現代史に学ぶ——

我々が現代をより充実した生き方で過ごしていくためには、過去、それも近い過去であるおよそ100年の現代史に学ぶことが多々あるとおもわれるので、人文科学・自然科学の両面から考察する。

（講座の名称） 現代史に学ぶ

（開設期間） 昭和59年10月12日(金)～11月10日(土)

（開設日数及び時間帯） 10日間、午後6時～午後8時（ただし、11月10日(土)については午後2時～午後4時）

（募集人員） 一般成人 70名（先着順）

（会場） 富山大学教育学部第2講義室

（受講料） 3,000円（講習料の分納はできません。なお、既納の講習料は還付しません。）

（申込期間） 昭和59年9月1日～9月30日

（申込み・問合せ先） 〒930 富山市五福3190 富山大学庶務部庶務課まで Tel(0764)41-1271（内線205,206）

（講座内容）

回数	期 日	所 属・職 名	氏 名	講 義 課 題
1	10月12日(金)	教 養 部 教 授	梅 原 隆 章	明 治 からの 日 本 史
2	15日(月)	人 文 学 部 教 授	梶 井 陟	日 本 と 朝 鮮 の か か わ り
3	17日(水)	経 営 短 期 大 学 部 教 授	松 嶋 道 夫	家 族 制 度 の 変 遷 と 現 代 家 族
4	19日(金)	経 済 学 部 助 教 授	小 松 和 生	日 本 の 現 代 経 済 史
5	24日(水)	富 山 大 学 長	柳 田 友 道	遺 伝 子 工 学 の 幕 あ け
6	26日(金)	教 養 部 教 授	小 島 覺	現 代 自 然 保 護 の 動 向
7	31日(水)	人 文 学 部 助 教 授	中 本 昌 年	現 代 文 明 と 人 間 の 問 題
8	11月2日(金)	教 育 学 部 教 授	藤 井 敏 孝	教 育 の 現 代 史
9	7日(水)	名 誉 教 授	竹 内 豊 三 郎	放 射 能 の 現 代 史
10	10日(土)	工 学 部 教 授	宮 下 和 雄	エレクトロニクスの現代史

### 情報処理センターの新営工事 について

このたび、旧計算機センターの一部(ブロック造116㎡)を取り壊して、そのあとに鉄筋コンクリートの建物を新営し、従来の建物は改修されることになった。

工事名 富山大学情報処理センター新営その他工事  
請負業者

石坂建設株式会社 (建 築)

雄進電気工事株式会社 (電 気)

北陸設備工事株式会社 (設 備)

建物面積 291㎡ 2階建 (新営)  
658㎡ " (改修)

竣工は、本年11月上旬の予定

## 学内レクリエーション

### 〈釣大会〉

本学レクリエーション委員会倶楽部会所属の釣班主催による昭和59年度学内釣大会が、去る7月21日(土)午後2時から13名の参加者を得て富山新港東防波堤において実施されました。

大会は、釣り上げた魚の重さによって入賞が決定さ

れ午後6時30分過ぎに終了しました。

なお、成績は次のとおりです。

- |     |                |
|-----|----------------|
| 1 位 | 二宮 英治 (工学部)    |
| 2 位 | 田中 祥男 (人文・理学部) |
| 3 位 | 川崎 博幸 (工学部)    |

## 保健管理センターだより

### 〈人命は金銭にもかえられる?〉

先日静岡で催された「東海・北陸地方保健管理研究集会」で面白い発言があったので紹介しよう。

学生の精神衛生面を論ずるための分科会で、某私立医大の教官から「我々の大学では授業料をはじめ年間に学生が大学に支払う費用は大学の教官1人の給料をまかなって余りある。したがって、学生が1人自殺すると金銭面だけからみても大学は大損をするから、自殺予防のために専属の職員を置いても大学は経理上、損をすることはない」という主旨の発言があった。「人命は金にかえられない」といった固定観念から抜けきれていなかった会場は、この発言を境になんとなくなごやかな空気に包まれたことである。

この発言はいわばコロンブスの卵のようなものであって、国税で運営されている国立大学の教職員には平

保健管理センター教授 中 村 剛  
生ほとんど気付かれていないことである。しかし春秋に富む有為な学生1人を学業半ばで失うことの意味を考えれば、この発言は国立大学の学生ひとりびとりにも当然に妥当するものである。ただ、学生の精神衛生面における指導は保健管理センターの力だけでは到底まかないきれものではない。センターの視野はそこまで広くないからである。

昨年の学報で、私は学生の精神衛生の問題については、全学を挙げて実効的な対策を練る時期にきていることを指摘しておいた。しかし、残念ながらそのような動きはどこにもみられていない。他の大学の例を右顧左眄、その後でやっと重い腰をあげるというのでは最高学府の名称は自ら放棄するのと同然である。

#### —職員会館の宿泊の御案内—

- ◎利用日……土・日曜日及び祝日も利用できます!!
- ◎申し込み……利用日の2日前までに!!
- ◎門限時刻……午後10時……御協力を……!!

職 員 消 息

《新任者》

教育学部

講 師 高橋 春成<sup>しゅんじょう</sup>  
(地 理 学)

教育学部

教 授 鮎澤 晃三

《住所表示変更》

経済学部

会 計 係 長 藤田 信二

助 手 堀田 朋基  
(体育実技)

《住所変更》

人文学部

教 授 横井 清

《電話新設》

施 設 課

機 械 係 長 吉野 義光

《電話番号変更》

経 理 部

文 部 事 務 官 伏喜 俊至

訃 報

人文学部教授 都竹通年雄氏逝去

人文学部教授都竹通年雄氏は、急性心不全のため8月2日逝去されました。

享年64才

ここに御冥福を祈り、謹んで哀悼の意を表します。

都竹教授は、昭和55年4月富山大学教授人文学部に採用され、国語学の教育と研究に従事し、高潔円満な人格と豊富にして卓越した知識により優秀な学生を実社会に送り出し、また、その専門とする方言学の研究においても功績は極めて顕著である。

◎ 構内での自動車等の運転は、教育・研究に支障を来さないよう安全運転に努め定められた交通方法、歩行者の安全及び騒音防止に努めましょう!!

主 要 行 事

本 部

- 7月2日 発明委員会
- 3日 第3回学寮補導委員会  
入学試験管理委員会 専門委員会
- 4日 部課長会議
- 6日 第2回大学院委員会  
第2回入学者選抜方法研究委員会 専門委員会
- 8日 第36回北陸地区国立大学体育大会  
(於 富山医科薬科大学他)
- 9日 情報処理センター設置準備委員会
- 11日 人事関係事項の説明聴取  
(於 文部省)  
第1回保健管理センター委員会
- 13日 定年制度に関する規則制定説明会  
(於 人事院中部事務局)
- 14日 親和会レクリエーション  
(於 庄川堺亭)
- 16日 学務(関係)係長会議
- 17日 第4回学寮補導委員会
- 20日 第4回評議会
- 21日 学内釣大会(於 富山新港東防波堤)
- 24日 公開講座第5回委員会
- 25日 庶務係長会議
- 25~27日 第22回全国大学保健管理研究集会 東海・北陸地方研究集会及び保健婦・看護婦班  
第11回研究集会  
(於 静岡大学)
- 26日 学部長打合せ会
- 31日 高等学校長協会と富山大学との懇談会

人 文 学 部

- 7月2日 特別昇給委員会
- 3日 学部教務委員会

- 4日 教授会  
人事教授会
- 6日 2年次学生コース別オリエンテーション  
(第3日)
- 7日 紀要委員会
- 9日 教育実習委員会
- 10日 紀要委員会
- 11日 人事教授会  
学部教務委員会  
授業終了
- 13日 紀要委員会
- 18日 教授会  
人事教授会

教 育 学 部

- 7月4日 人事教授会
- 11日 予算委員会
- 16日 図書委員会
- 17日 学部将来計画委員会
- 18日 学部教務委員会  
教授会  
人事教授会  
附属幼稚園第1学期終業式
- 20日 附属中学校第1学期終業式
- 21日 附属小学校第1学期終業式
- 22日 夏季休業
- 24日 附属養護学校第1学期終業式
- 27日 日本教育大学協会第二部会技術・職業・職業指導部門総会  
(於 静岡大学教育学部)
- 30~31日 昭和59年度幼稚園教育研究集会  
(於 山形市)
- 31~8月2日 教員養成実地指導(野外活動)  
(於 呉羽少年自然の家)

**経済学部**

- 7月4日 経済学部長候補者選挙管理委員会  
コンピューター管理運営委員会
- 9日 学部職業補導委員会
- 10日 財務委員会
- 11日 学部教務委員会  
人事教授会  
教授会
- 13日 授業終了（13週5日）
- 14日 論集委員会

**理学部**

- 7月6日 立山研究室運営委員会
- 13日 理学研究科委員会
- 14日 授業終了
- 19日 予算原案作成委員会
- 25日 教授会  
人事教授会

**工学部**

- 7月4日 工学研究科委員会  
専任教授会  
学科主任会議
- 5日 選考委員会
- 9日 学部図書委員会  
移転実施計画委員会
- 10日 紀要委員会
- 11日 教授会  
専任教授会  
工学研究科委員会
- 16日 学部構内交通対策委員会
- 18日 事務連絡会
- 19日 移転作業実施（1次分）打合せ会
- 30日 事務連絡会
- 31日 工場運営委員会

**教養部**

- 7月4日 補導委員会
- 10日 図書委員会  
授業終了
- 11日 教務委員会  
人事教授会  
教授会
- 14日 金沢大学教養部との交歓野球  
（於 富山大学）
- 16日 電算機懇談会
- 18～21日 北信越四大学教養部（課程）相互交流合宿  
教育（於 信州大学）

**附属図書館**

7月2日～8月31日

休 館

（但し午前9時から12時まで新聞コーナ  
ー及び自由閲覧室は利用可能）

7月16日～8月10日

図書点検・照合作業及び図書IDラベル・  
サブシートの貼付作業**トリチウム科学センター**

7月6日 トリチウム科学センター運営委員会

**保健管理センター**

- 7月4日 健康づくりの集い（第1回 6月20日実施）  
臨時健康診断（ワンダーフォーゲル部）
- 11日 保健管理センター委員会  
臨時健康診断（理学部生物学科）
- 18日 臨時健康診断（オープン登山参加者）
- 25～27日 第22回全国大学保健管理研究会東海・北  
陸地方研究会及び保健婦・看護婦班第11  
回研究会（於 静岡大学）

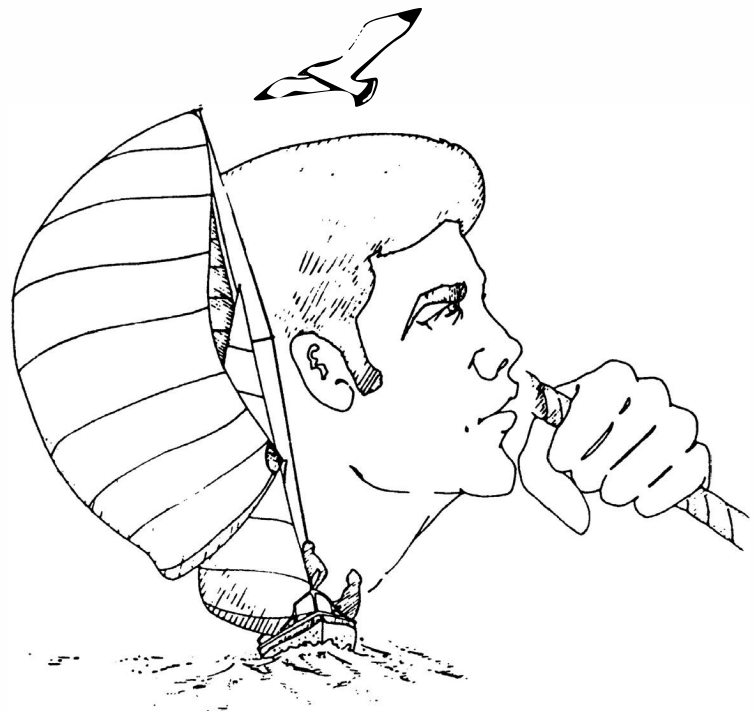


経営短期大学部

- 7月5日 第1回夜間主コース検討委員会  
12日 第4回財務委員会  
18日 授業終了  
19日 第5回教授会

- ◎ 退庁，退室の際には，戸締りの徹底・電気，ガスの消し忘れ，タバコの吸殻の後始末に十分注意し，盗難の防止・火災の予防に心がけましょう!!
- ◎ 電気，ガス，水の省エネ・省資源に協力しましょう!!





編 集	富山大学庶務部庶務課
	富山市五福3190
印刷所	あけぼの企画
	富山市曙町8-4
	電話(33)3356代